

諮問日：平成30年8月27日（平成30年度（最情）諮問第35号）

答申日：平成31年2月22日（平成30年度（最情）答申第66号）

件名：勲章受章者名簿の一部開示の判断に関する件

答 申 書

第1 委員会の結論

「平成30年春の叙勲受章者名簿（内定）（最高裁判所裁判官会議議事録に含まれるもの）」の開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が、「平成30年春の勲章受章者名簿（内定）」（以下「本件開示文書」という。）を対象文書として特定し、その一部を不開示とした判断（以下「原判断」という。）は、妥当である。

第2 事案の概要

本件は、苦情申出人からの裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第2に定める開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が平成30年7月24日付けで原判断を行ったところ、取扱要綱記第11の1に定める苦情が申し出られ、取扱要綱記第11の4に定める諮問がされたものである。

第3 苦情申出人の主張の要旨

平成29年春の勲章受章者名簿がインターネットで公表されているにもかかわらず、特に弊害が発生していないことからすれば、本件開示文書のうち原判断において不開示とされた部分（以下「本件不開示部分」という。）については、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）に規定する不開示情報に相当しない。

第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

- 1 本件開示文書には、叙勲の内示を受けた者の氏名が、勲等及び主要経歴とともに記載されており、これらの情報は法5条1号に規定する個人識別情報に相当する。

内閣において勲章の授与につき閣議決定がされた者の氏名、勲等及び主要経歴の情報は公表しているが、内定者名簿に記載された氏名等の情報について公表する慣行はなく、同号ただし書イに該当する事情はない。また、同号ただし書ロ及びハに該当する事情もない。

- 2 本件開示文書には、叙勲の内示を受けた官職及び内定者数が記載されているが、実際の受章者数は、内定者の辞退や推薦取消等により内定者数から減少する場合があります。官職及び内定者数を開示すると、受章に至らなかった者の有無及び人数が明らかになり、受章に至らなかった具体的理由を第三者から追及されたり、様々な誤解を招いたりするおそれがあり、適正な栄典事務の遂行に支障を及ぼすおそれがある。

第5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮問について、以下のとおり調査審議を行った。

- ① 平成30年8月27日 諮問の受理
- ② 同日 最高裁判所事務総長から理由説明書を收受
- ③ 同年11月16日 本件開示文書の見分及び審議
- ④ 平成31年1月18日 審議

第6 委員会の判断の理由

- 1 見分の結果によれば、本件不開示部分には、叙勲の内示を受けた者の氏名が勲等及び主要経歴とともに記載されていることが認められるが、これらの情報は法5条1号に規定する個人識別情報に相当するといえることができる。そして、最高裁判所事務総長の上記説明によれば、内閣において勲章の授与につき閣議決定がされた者の氏名、勲等及び主要経歴の情報は公表しているが、内定者名簿に記載された氏名等の情報について公表する慣行はないとのことであり、上記の記載内容に照らして、このような説明の内容が不合理とはいえない。そのほか、同号ただし書に該当する事情は認められない。

また、見分の結果によれば、本件不開示部分には、叙勲の内示を受けた官職

及び内定者数が記載されていることが認められる。これらの記載内容に照らし
て検討すれば、実際の受章者数は内定者の辞退や推薦取消等により内定者数か
ら減少する場合があります、官職及び内定者数を開示すると、受章に至らなかつた
者の有無及び人数が明らかになり、それによって、受章に至らなかつた具体的
理由を第三者から追及されたり、様々な誤解を招いたりするおそれがあり、適
正な栄典事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるという最高裁判所事務総長の
上記説明の内容が不合理とはいえない。

したがって、本件不開示部分は、法5条1号及び6号に規定する不開示情報
に相当すると認められる。

- 2 以上のとおりであるから、原判断については、本件不開示部分が法5条1号
及び6号に規定する不開示情報に相当すると認められるから、妥当であると判
断した。

情報公開・個人情報保護審査委員会

委 員 長 高 橋 滋

委 員 久 保 潔

委 員 門 口 正 人